

## 東日本大震災に伴う被災生徒の特別受け入れ緊急対策要項

平成 23 年 3 月 25 日

理 事 会 決 定

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災で被災した本校以外の高等学校等に在学する生徒及び平成 23 年度高等学校入学希望者について、本校において学業の継続を希望する者（以下「志願者」という。）に対し、協和学院水沢第一高等学校学則（以下「学則」という。）等に基づき、下記の要領で転学及び入学を受け入れるものとする。

### 記

#### 1 志願者の受付及び審査

- 1) 志願できる者は、表題の震災によって被災した生徒で、奥州市及び金ヶ崎町に居住（異動による住民基本台帳への登録の可否は問わない。）できる者に限る。
- 2) 受入れる学科は、普通科に限る。
- 3) 受入れる生徒の数は、若干名とする。
- 4) 志願受付期間は、平成 23 年 3 月 25 日から 4 月 28 日までとする。ただし、これにより難しい場合は、学則に基づき随時（平成 23 年度中に限る）受付ける。
- 5) 提出書類は次のとおり。
  - ① 転学照会書又は入学志願票（本校既定様式）
  - ② 調査書（本校既定様式：岩手県立高等学校入学者選抜調査書も可）、転学の場合は成績証明書（後日照会も可）
  - ③ 誓約書（本校既定様式：保護者及び連帯保証人の住民票謄本及び印鑑証明書。ただし、被災したため当該住所地の市町村の発行が困難な場合は除く。）
- 6) 面接を含む入学試験は、志願書の提出があった都度、随時日時を指定して行う。

#### 2 志願者の授業料等の減免及び奨学金の交付に関する特別措置

水沢第一高等学校授業料減免規定及び水沢第一高等学校特別奨学生等規程にかかわらず、平成 23 年 3 月 25 日から平成 24 年 3 月 31 日までに本要項に基づいて申請のあった者に限り、本校在学期間中に以下の措置を講ずる。

##### 1) 共通事項

- (1) 受験料 8,000 円は免除する。
- (2) 入学金 70,000 円及び施設設備費 20,000 円の全額を免除する。
- (3) 経済的に学業の継続が困難な者については、授業料減免規程に基づいて、月額 17,000 円を上限として減免する。

##### 2) 奨学金の給付

志願者のうち、特に学業又はクラブ活動などの一芸に秀でている者については、その被災の状況により、授業料等学校納付金の全部又は一部を奨学金として交付する。

(1) A級被災奨学生

- ・対象者 持家の自宅が全壊又は半壊し居住するに堪えない状況となった者、又は保護者が不在又は不明となった者
- ・奨学金 月額 23,000 円（授業料、維持費の全額）

(2) B級被災奨学生

- ・対象者 A級以外の者でその被災の程度が相当と見なされた者
- ・奨学金 月額 12,800 円（授業料、維持費の一部）

3) 就学支援金制度との関わり

国において平成 22 年度から開始された「就学支援金」（月額 9,900 円給付）について平成 23 年度以降においても継続実施された場合は、上記の措置に加えて実施する。実施した場合の月額負担（減免対象者を除く）は次のとおりとなる。

(1) A級被災奨学生の場合

一般納付額 26,000 円－（奨学金 23,000 円＋就学支援金 9,900 円）＝－6,900 円  
（差引 6,900 円を毎月払い戻す）

(2) B級被災奨学生の場合

一般納付額 26,000 円－（奨学金 12,800 円＋就学支援金 9,900 円）＝3,300 円  
（差引 3,300 円が毎月の実負担）

※ 制服代、教材費、実習費、PTA会費、学級費等は、別途負担を要す。また、本要項に記載の無い事項については、校長が定める。